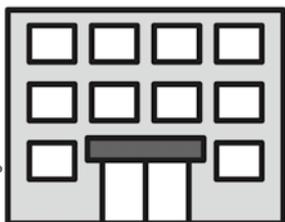


防災拠点庁舎整備についてのギモンにお答えします

Q なぜ3階建てなのですか。図書館などが入った複合施設が良いと思うのですが。

A 将来に負担を残さない必要最小限の機能と設備とし、合併特例債の活用期限である令和6年3月31日までに、現庁舎の改修を含めて工事が完了しなければならないため、3階建て（一部4階建て）を計画しています。

令和6年
3月31日までに
工事完了



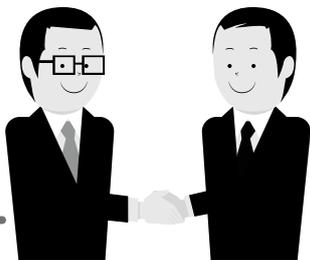
Q 新しい庁舎に議会が入るのはなぜですか。佐和田行政サービスセンターの議場を整備したお金が無駄になりませんか。

A 災害時は特に、執行部と議会の迅速な連携と意思疎通が求められることから防災拠点庁舎に議会を集約する必要があります。

現在の議場は、平成30年に約1億円をかけて整備しましたが、整備費の大部分は議場の有無にかかわらず、必要であった空調設備とトイレの改修です。今後、佐和田行政サービスセンターを若者や子育て世代などが集える場として活用する上でも、整備経費は無駄にはしません。

なお、整備費の約1億円のうち、約2,000万円を議場の録音システムの整備にかけていますが、これは防災拠点庁舎にそのまま移設して使用します。

災害時に、
執行部と議会の
迅速な連携が
とれます



Q 建設予定地は最適な土地ですか。近年、自然災害が頻発していて心配です。

A 合併当初から一貫して建設予定地は「金井千種沖地区」とされています。

また、ハザードマップの浸水エリアであるという点においても、敷地の高低差があるため、水の滞留は少ないと考えており、危惧されている浸水は、工事の方法により解決できます。

工事の方法で
浸水などの災害を
回避します



Q 防災拠点庁舎を整備することで、合併特例債の対象事業としていたほかの事業ができなくなり、結局、市の負担額は増えるのではないですか。

A 防災拠点庁舎の建設規模を必要最小限のものとし、なおかつ、合併特例債を活用することで、合併特例債の事業費の残額をもともと対象としていたそのほかの事業に充てることも可能になります。

また、庁舎整備事業においても、25年後までの総事業費で約38億円の市負担額の削減ができることを見込んでいますので、市の負担額が増えることはありません。

25年間で
約38億円の
市負担額を
削減します



ここでおさらい

《合併特例債（がっぺいとくれいさい）とは…》

合併特例債は、合併から20年間、新市建設計画に記載された建設事業に活用できる制度です。事業費の95%までを借り入れることができ、借入期間や借入利率に基づいて後年度に返済していきますが、返済額の70%を国が負担してくれるため、市の財政負担を軽減することができます。佐渡市では令和6年3月31日までが対象期間となっています。

※ 総事業費が「30億円」だとすると、佐渡市の負担額は「約10億円」になります。

お問い合わせ 企画課政策推進係 ☎63-3802